

【保護具着用管理責任者教育】出張開催のご案内

主催 株式会社東海分析化学研究所

後援 蒲郡商工会議所

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）により、**リスクアセスメント対象物の取扱い等業務に、ばく露を最小限度にすることが新たに義務付け**されました。ばく露を抑える方法として、従来の措置（設備設置、作業方法の改善等）でも難しい場合は、呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク等）の使用も可能となりました。呼吸用保護具を使用する場合は、①**保護具着用管理責任者を選任する**、②**年に1回のフィットテストを実施することが必要です。**保護具着用管理責任者の選任は、業種や規模などは関係なく選任が必要となります。

保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者として、労働衛生コンサルタント、第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、作業主任者（特定化学物質、有機溶剤、鉛）等から選任するか又は通達で定められたカリキュラムによった「**保護具着用管理責任者教育**」を受講した者から**選任**しなければならないこととされています。

この度、当社では、商工会議所の後援をいただき会員企業並びに市内事業者向けに、保護具着用管理責任者が必要な知識と実務能力を習得していただくため、【保護具着用管理責任者教育】を実施します。又、ご希望人数が多い場合は貴事業所に出向いて開催いたしますのでご案内させていただきます。

①受講対象者 保護具着用管理責任者として選任される予定の方

②受講期日・会場（受付は開始30分前から）

後日HP（<https://tb-labo.co.jp/>）等で発表致します。



(株)東海分析化学研究所 HP

開催日時	会場
2024年10月～11月（予定）	会場名 蒲郡商工会議所 住所：蒲郡市港町18番23号

③受講科目・時間 6時間（ウイークデイ、9時半～16時半 休憩1時間予定）

- ・保護具着用管理 30分
- ・保護具に関する知識 3時間
- ・労働災害の防止に関する知識 1時間
- ・関係法令 30分
- ・保護具の使用方法等（実習） 1時間

④受講料 24,200円（受講料・消費税2,200円含む）/人

⑤持ち物 受講票・筆記用具

- ⑥注意事項
- ・受講日当日に本人確認を行いますので、自動車運転免許証、パスポート等公的機関が発行する顔写真付きで身分証明ができるものをお持ち下さい。
 - ・全てのカリキュラムを受講しないと無効となります。遅刻・欠席・早退等は無効となります。

⑦修了書 講習終了者に対し、修了証が交付されます。

以上

1. 労働環境における化学物質の規制に関する欧米との違い

	規制対象の物質の数	主な管理方法
日本	数万物質のうち <u>123物質のみ</u>	① 排気設備でばく露濃度を抑える ② (<u>マスクで防ぐ方法はほとんど認められていない</u>) (排気設備を設置することが法令で厳しく求められる)
欧米	数万物質 <u>全て</u>	① 排気設備でばく露濃度を抑える ② <u>抑えきれないときは、マスクで防ぐ</u> (方法は事業者が自由に決める = 結果のみ求められる)

2. 最近の労働環境における国内の問題点

未規制の物質を使用することで重大な労災多発 (未規制物質⇒設備不要=コスト安)

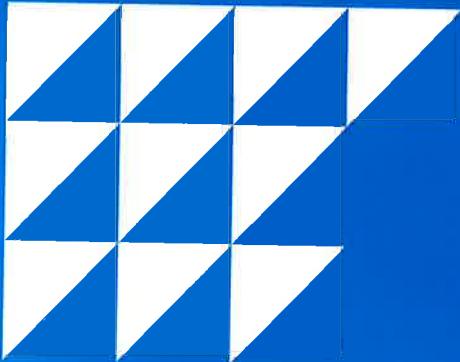
3. 欧米型の化学物質規制に大きく方向転換

令和6年4月から欧米型規制の本格導入開始 ⇒ マスク着用の管理者の選任が義務化



大阪の印刷会社で複数の従業員が化学物質の影響で胆管がんにかかり、死亡していた問題が発覚して4カ月。17年間で14人の発症と、7人の死亡が確認された。厚生労働省の緊急調査では、全国で少なくとも34人が胆管がんを患っていたことも分かった。欧米では20年以上前から危険な化学物質の管理と危険情報の公開を徹底してきたが、日本は大きく立ち遅れている。従業員は危険を知らないまま働くかされているのが実態だ。事態を重く見た医学界は、印刷会社以外でも化学物質の被害が広がっているとみて調査に乗り出したが、多くの壁に直面している。化学物質の規制と管理のあり方を問う。

株式会社 東海分析化学研究所



TOKAI ANALYSIS

1971 創業

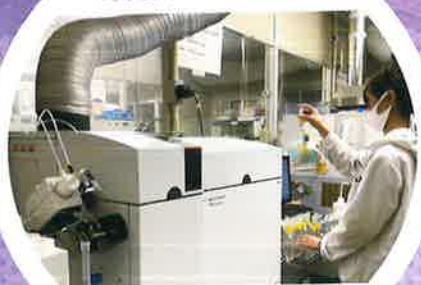
世界標準の
試験所を目指します

アスペスト



電子顕微鏡

溶接ヒューム



ICP-MS

分析の先に

見えてくること できること

目に見えないものを
数字に表すことの責任は重大です。

信頼できる数字を追求して
わたしたちは、日々、分析技術向上への
挑戦と展開を積み重ねています。

『数字の意味』

『数字が語る世界』

見えなかつた物象が見えてきます。

わたしたちは

サステイナブルな環境、経済の社会システムづくり、
リスクマネージメントの充実に向けて

知見と経験と科学的な知恵を
ユーザーの皆様へ提供していきます。

ウイルスPCR



遺伝子解析
次世代シーケンサー

水道PFOS



LC-MS/MS

異物・クレーム



デジタル実体
顕微鏡

Osaka

Nagoya

Tokyo

Gamagori
Toyokawa
Shizuka
Tochigi - Hamamatsu



株式会社 東海分析化学研究所

TOKAI ANALYSIS

URL:<http://www.tb-labo.co.jp>
E-mail:bunseki@tb-labo.co.jp

本社 蒲郡研究所 〒443-0021 蒲郡市三谷町竹沢25番地1 TEL 0533-65-3571
本店 〒441-0316 豊川市御津町赤根下川50番地 TEL 0533-75-2250
豊橋支店 〒440-0016 豊橋市牛川町洗島101 TEL 0532-56-1086
豊田支店 〒471-0034 豊田市小坂本町1-5-10(TSHM内) TEL 0565-37-8212
名古屋支店 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目7-38 TEL 052-968-7650

tb-labo.co.jp



がまごおり
本社 蒲郡研究所 TEL. 0533-65-3571
Fax. 0533-65-3574

© 東名「音羽蒲郡IC」より車で20分

■主な検査事業

環境

水質・大気質・土壤汚染有害物質調査
ダイオキシン類・臭気悪臭・騒音振動
アスベスト・廃棄物・工業材料部品分析・品質テスト

労働衛生

労働安全衛生コンサルタント
リスクマネジメント(自己管理システム)
作業環境測定(個人曝露測定)

環境衛生

水道水(20条)・簡易専用水道法検査(34条)
遊泳プール水・浴槽水・レジオネラ属菌・温泉水(環境省)
ビル衛生管理(空気CO₂・飲料水・貯水槽清掃・鼠族防除)

食品衛生

輸入食品・食品添加物の規格基準検査・器具容器包装
異物・腐敗・変敗試験
商品テスト(国民生活センター登録)

公衆衛生

臨床検査(PCR・遺伝子ゲノム解析)
学校環境衛生基準(プール・教室空気・有害化学物質)
医薬品(医薬品規格試験/厚労省)
※規格試験…日本薬局方成分規格(有効性保存性など規定)

■会社概要

商 号 株式会社東海分析化学研究所

所在地 本社 蒲郡研究所

愛知県蒲郡市三谷町竹沢25番地1

本店

愛知県豊川市御津町赤根下川150番地

代表者 代表取締役社長 大場 恵史

従業員 38名

設立 昭和46年6月20日

資本金 1,000万円



■沿革

- 1971年(昭和46年) 環境水質試験業務開始 有限会社設立
1976年(昭和51年) 環境計量証明業(濃度)登録 愛知県第290号
1977年(昭和52年) 作業環境測定機関登録 愛知労働局23-10号
1981年(昭和56年) 建築物衛生管理法 衛生維持管理事業者登録
飲料水 愛知県56水第5号
空気環境 愛知県56空第3号
貯水槽清掃 愛知県56貯第15号
1982年(昭和57年) 建築物衛生管理法 衛生維持管理事業者登録(拡大)
ねずみ昆虫等防除 愛知県57ね第9号
1989年(平成元年) 資本金1000万円に増資 株式会社として改組
1991年(平成3年) 環境計量証明業(音圧)登録 愛知県第401号
1994年(平成6年) 環境計量証明業(振動)登録 愛知県第547号
1995年(平成7年) 臭気測定事業所認定
(公益社団法人 におい・かおり環境協会)
1997年(平成9年) ISO9002(94年版)認証登録(環境測定分析)
1999年(平成11年) 水道法20条検査機関指定 厚生大臣第78号
2001年(平成13年) 蒲郡研究所竣工
ダイオキシン類分析業務開始
2002年(平成14年) 特定濃度計量証明業登録 愛知県第675号
ダイオキシン類分析MLAP認定
2003年(平成15年) 土壤汚染対策調査機関指定 環境大臣1-460号
ISO9001(2000年版)認証登録(環境測定分析)
2004年(平成16年) 水道法20条 検査機関登録(水道水質検査)
水道法第34条 検査機関登録(簡専水法定検査)
2005年(平成17年) 食品衛生法第33条 検査機関登録(製品検査)
2006年(平成18年) JWWA水道GLP 認定試験所登録第10号
2007年(平成19年) 温泉成分分析機関登録 愛知県第4号
2009年(平成21年) ISO9001(2008年版)認証登録
2015年(平成27年) ISO/IEC17025(2005年版)認定登録(細菌検査)
あいちCO₂削減マニフェスト2020認定
2020年(令和2年) ISO/IEC17025(2015版)認定登録(食品検査)
薬機法規則12条 試験検査機関登録
2021年(令和3年) 衛生検査所登録(遺伝子関連・染色体検査)愛知県第123号

ご依頼・お問合せ

 bunseki@tb-labo.co.jp

TEL. 0533-65-3571

お客様のご依頼、お問合せ内容を社外機密事項として漏洩しないことを誓約いたします。

結果の転載について／分析試験報告書の転載には、弊社(営業)宛に事前の問い合わせをお願いします。

『イノベーション』を支える技術集団として

独立の試験所です。先端技術の獲得とその水準向上を基盤的な役割として、今後、激変動が予測される経済と生活に向けて、機動的な取り組みに、従業員一同、ユーザーの皆様と共に進めていけたらと思います。

地球環境問題に向けた グローバルな取り組み

再生可能エネルギーの先進国である北欧デンマークにおいて、風力発電事業を行っています。愛知県が認定するCO₂排出削減マニフェスト事業にも参加し、地域環境負荷の低減に取り組んでいます。

先端の分析装置と 新しい分析技術を展開

厳しい精度管理を基本に、常に分析技術能力の向上に努めています。SEM-EDX、FT-IR、リアルタイムPCR、X線回折、磁場型GC-MS、LC-MS/MSなどの先端の分析装置を使い、新しい分析技術へ展開します。また、新たな品質規格認定取得を目指し、リスク管理に活用していきます。

ISO/IEC 17025 認定を取得

グローバルな試験機関を目標として、試験所国際規格のISO/IEC 17025をアフラトキシン検査(カビ毒)について認定取得しています。輸入食品の安全性と品質を保証し、安心な生産品流通システムに貢献します。

第2世代 シーケンサー導入

先端の遺伝子配列解析装置です。新型コロナ変異株を従来よりも格段のスピードと処理量能力でゲノム情報解析を行います。国の研究機関技術レベルの検査体制を構築し、また、生命科学分野で新たな応用展開を目指します。



代表取締役社長

大場 恵史

Keishi Oba

弊社創業から半世紀を超えるこれまでに、様々な形で支えてきてくださったお客様、ご関係の皆様に、厚く御礼申し上げます。

これまで弊社は、時代のニーズに合った分析技術を確かな品質で提供すること、最先端の分析装置に臆せずに設備投資し経営を多角化することを経営理念としてまいりました。

「SDGs」「脱炭素」などの地球環境レベルの課題や、情報通信・AI・バイオなどのテクノロジーの進化により、世界のこれからの中年は、これまでの半世紀より大きく変わっていくでしょう。

これからも弊社は変化を恐れず、お客様に有益な技術と情報を提供できるよう、時代の変化を敏感に察知し日々研鑽を重ねてまいります。

《株式会社 東海分析化研究所 業務内容紹介》

業務区分	業務内容
1 公共用水域に係る水質検査業務	①事業所排水・原水・工程廃水等 ②下水排水 ③環境水（河川・湖沼・海域・地下水・雨水等）
2 勞働安全衛生サービス	・労働安全衛生コンサルタント (化学物質管理、リスクアセスメント実務研修) ・作業環境測定 ①粉じん ②有機溶剤 ③特化物 ④鉛 ⑤事務所規則 ⑥酸欠
3 飲料水分析業務	①水道水（給水栓水・浄水・原水） 水道GLP認定 ②井戸水 ③簡易専用水道法定検査
4 大気測定	①ボイラ排出ガス ②冷温水器排出ガス ③焼却炉排出ガス
5 騒音・振動測定業務	①環境騒音(道路・鉄道) ②工場騒音 ③深夜作業騒音 ④特定工場振動 ⑤建設作業振動 ⑥道路交通振動
6 臭氣測定業務	①臭氣指數測定 ②特定化学物質濃度測定
7 土壤分析業務	①土壤汚染分析（溶出・含有）
8 底質分析業務	①底質分析（河川・海底のヘドロ等）
9 ダイオキシン類分析業務	①一般環境大気 ②公共用水域水質 ③地下水質 ④土壤 ⑤底質 ⑥排出ガス ⑦排出水 ⑧廃棄物 ⑨水道水(原水・浄水) ⑩作業環境
10 廃棄物分析業務	①一般廃棄物分析(ごみ質) ②産業廃棄物分析 ③絶縁油中のPCB分析 ④石綿分析(大気中・建材中)
11 室内空気中化学物質濃度測定業務	①シックハウス測定
12 建築物環境衛生検査業務(ビル管測定)	①空気環境測定 ②飲料水分析 ③蛇水槽清掃 ④ねずみ・昆虫等防除
13 その他の環境衛生業務	①温泉水水質分析 ②浴槽水水質分析 ③プール水水質分析 ④学校環境衛生検査
14 食品分析業務	①輸入食品検査 ②食品品質試験 ③家庭用品品質表示試験（容器・器具・包装） ④食品營業許可申請に係る検査
15 品質・材料試験	①有機分析 ②無機分析 ③表面分析
16 放射能試験	①飲料水 ②食品 ③廃棄物 ④その他



TOKAI ANALYSIS NEWS LETTER

東海分析ニュースレター



上／集合写真 左下／スナップ写真（右から2人目）右下／ポスター発表の様子（左から2人目）

「第6回アジア産業衛生学会 in フィリピン」

今年8月28日～30日に開催された「第6回アジア産業衛生学会inフィリピン」に参加しました。この学会は、韓国、台湾、マレーシア、オーストラリア、タイなどのアジア各国で活躍するオキュペイショナルハイジニストの国際会議として毎年開催されています。私は「トーチ型ヒュームコレクターの使用によるアーク溶接における溶接ヒューム中マンガンのばく露低減効果の個人サンプリング法による確認」と題してポスター発表をしました。溶接ヒュームによる健康障害は世界的にも大きな関心を集めており、つたない英語ですが様々な国の方々と議論することができ、とてもよい経験になりました。

また、基調講演として、化学物質のばく露限界値やばく露管理の方法等について各國の取組みが紹介されました。場の測定によってばく露管理をしているのは少数であり、個人サンプリング法を用いたばく露測定によるばく露管理がアジアにおいてもスタンダードな方法であることを改めて確認しました。

今回の一連の化学物質関連の政省令改正により、有機則等の特別則による法令遵守型から、リスクアセスメントを中心とした自律的管理に大きく舵が切られます。来年4月から義務化される濃度基準値設定物質の個人サンプリング法による確認測定は、化学物質のリスクアセスメントにおいて最も重要な課題の一つです。一方で、新規に測定対象となること、また個人サンプリング法であることから、全国の作業環境測定機関にとって新たに取組むべき課題です。当社は、お客様からの確認測定のご要望に信頼性を確保した上で迅速に対応できるよう努めているところです。リスクアセスメントや確認測定について、ご不明な点やご要望等がございましたら、ご遠慮なくご相談ください。

（代表取締役社長 大場 恵史）

環境トピックス①

化学物質管理者の選任の義務化について

<はじめに>

安衛則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号、令和4年5月31日公布)により、リスクアセスメント対象物の製造・取扱い事業場等に、「化学物質管理者」の選任が義務付けられました。

<背景:リスクアセスメントの強化>

化学物質による労働災害(休業4日以上)のうち、特別則*の規制対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占めています。それらの未規制物質への対策を強化するために、新たな化学物質規制として、事業者のリスクアセスメント活動を強化する制度が導入されます。

*特別則とは？

特化則、有機則、鉛則、四アルキル鉛則のこと。特別則の規制対象の124物質については、従前から、局排等の設置、作業主任者の選定、作業環境測定、特殊健診等が義務付けられています。

<化学物質管理者の職務>

化学物質の管理に係る技術的事項を管理することです。

技術的事項とは次の通りです。

- ①ラベル表示・SDSの交付や確認
- ②RAの実施管理
- ③ばく露防止措置の実施管理
- ④労災発生時の対応
- ⑤RAの結果の記録と保存
- ⑥労働者への周知と教育

<いつから？>

令和6年4月1日から14日以内(令和6年4月14日まで)に選任してください。

労基署等への届出は必要ありません。

<選任が必要な事業場は？>

RA対象物*を扱う全ての事業場が対象です(業種や労働者数にかかわりません)。

*RA対象物とは？

安衛法57条の3でRAが義務付けられている危険・有害物質のこと。現在、674物質。令和6年4月1日からは、903物質。

<選任要件>

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者です。

・RA対象物の製造事業場

専門的講習(9時間講義・3時間実習)を受けた者です。

・RA対象物の取扱い事業場等

資格要件はありませんが、専門的講習(6時間講義)の受講が推奨されます。

<関係者への通知>

化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示し、労働者に周知して下さい。

腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる等の方法でも構いません。

<その他留意事項>

- ・衛生管理者や作業主任者との兼任は可能です。
- ・工場等の事業場単位で選任してください。
- ・事業場内の労働者から選任してください。
- ・同じ事業場で複数人選任し、業務を分担することもできます。
- ・ラベルやSDSの作成、ばく露濃度の測定等については、作業環境測定士等の外部の事業者や専門家に職務を委託することも可能です。

(代表取締役社長 大場恵史)

環境トピックス②

PFAS(ピーファス)について

1. はじめに¹⁾

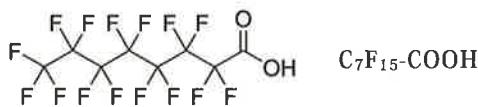
有機フッ素化合物の一種である「PFAS(ピーファス)」は、自然界で分解されることがほとんどなく「永遠の化学物質」とも呼ばれています。沖縄県や神奈川県の米軍基地周辺や、大阪府の工場周辺の河川などから、国の目標値を超える値が相次いで検出されています。東京・多摩地区で行われた血液検査では、住民の血中濃度が国のかつての調査より約3倍高いことが明らかなるなど、ニュースでよく目にするようになりました。今回は、PFASについて紹介します。

2. PFASとは?^{2, 3), 4)}

経済協力開発機構(OECD)の報告書によると、PFAS(ピーファス)は「完全にフッ素化されたメチルまたはメチレン炭素原子を少なくとも一つ含むフッ素化合物」と定義されており、1万種以上の化学物質がリストアップされています。PFASは、1940年代に初めて製造され、水や油をはじくなどの特性から、撥水剤、界面活性剤、消火剤など幅広い用途で用いられてきました。代表的なものとして、PFOA(ピーフォア、ペルフルオロオクタン酸)、PFOS(ピーフォス、ペルフルオロオクタンスルホン酸)などが挙げられます。

・PFOA(ピーフォア):

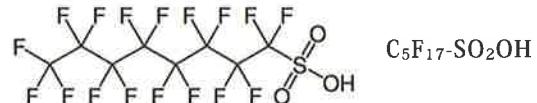
ペルフルオロオクタン酸 : Perfluorooctanoic Acid



・PFOS(ピーフォス):

ペルフルオロオクタンスルホン酸

: Perfluorooctanesulfonic acid



オクタンスルホン酸

= オクタン酸を有するスルホン酸(-SO₃OH)

3. 環境に残留するPFAS^{1, 5)}

PFOA(ピーフォア)およびPFOS(ピーフォス)は、化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には河川等に移行しやすいといわれています。さらに、難分解性のため、長期的に環境に残留すると考えられています。地下水、水道水等の過去の検出事例を次に示します。

・令和元年の環境省の調査において、摂津市内の地下水で、現在の暫定的な目標値(PFOAとPFOSの量の和として50ng/L以下)を超えて検出(1,8550 ng/L)

・平成25~30年頃、東京都水道局の2カ所の浄水所から供給されていた水道水から100ng/Lを超えて検出

4. 人の健康への影響^{1, 5)}

人の健康への影響については、各国・各機関で知見が集積されつつあるものの、国際的な評価や国際的に主要な評価機関による評価がなされていない状況です。例えば、PFOAはWHO(世界保健機関)のIARC(国際がん研究機構)において、発がん性の区分2B(ヒトに対して発がん性がある可能性がある)に分類されています。

5. PFOA(ピーフォア)およびPFOS(ピーフォス)の規制の状況⁵⁾

・国際的には、ダイオキシン類やPCBなどが規制されている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs:ポップス条約)」で、製造・使用・

ペル= 完全に(パーとも表記される場合もある)

フルオロ= フッ素化された

オクタン酸 = 直鎖アルキル基を有するカルボン酸
(-COOH) (オクタンは炭素が8個)

環境トピックス③

- 輸出入を原則禁止する物質に挙げられている
- ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」で、原則として製造、輸入および使用が禁止されている
 - ・令和5年2月に、「水質汚濁防止法」の指定物質に追加
 - ・令和2年5月に、水質汚濁に係る要監視項目に指定され、河川や地下水などにおける暫定的な目標値(指針値)として、合計値で50 ng/L以下とされた
 - ・飲用水についても、令和2年4月から、水質管理目標設定項目として暫定的な目標値が上の公共水域等と同様に、合計値で50 ng/L以下とされた
 - ・土壤や食物に関する指針値等の基準はない

6.まとめ

今後も、公共水域、廃棄物、水道水、食品、材料や製品など、様々な分野・媒体における分析の必要性が高まっていくと思われます。

7.参考文献

1)NHKクローズアップ現代全記録

「追跡 PFAS汚染 暮らしに迫る化学物質 2023.4.10」

<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4767/>

2)三菱総合研究所 HP

「PFAS規制のインパクトは?」

<https://www.mri.co.jp/knowledge/column/20230619.html>

3)島津テクノリサーチ HP

「PFAS分析サービス」

https://www.shimadzu-techno.co.jp/annai/env/k01_04.html

4) Wikipedia

5) 摂津市 HP

「有機フッ素化合物について」

<https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/seikatukannkyou/kannkyouseisakuka/19521.html>

石綿の事前調査・分析調査について

令和2年7月公布、令和3年4月施行から石綿解体・改修工事の事前調査の規制等が順次強化され、令和5年10月1日施行で全ての規制が義務化されました。令和5年10月1日から施行が義務化されたのが「事前調査・分析調査を行う者の要件」になります。

・建築物の事前調査を実施することができる者として①特定建築物石綿含有建材調査者②一般建築物石綿含有建材調査者③一戸建て等石綿含有建材調査者④令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者になります。

・分析調査を実施することができる者として①厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講・修了考査に合格した者②(公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者③(一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」④(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」⑤(一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」⑥(一社)日本纖維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者になります。

弊社は、事前調査及び分析調査に係る有資格者が複数名在席しております。石綿に関するご用命がございましたら連絡お待ちしております。

(調査課 増田)

(代表取締役社長 大場恵史)

株式会社 東海分析化学研究所

本社 蒲郡研究所

〒443-0021 愛知県蒲郡市三谷町竹沢25-1
TEL.0533(65)3571 FAX.0533(65)3574
TEL.0533(65)3573 (食品検査直通)



TOKAI ANALYSIS NEWS LETTER

東海分析ニュースレター



『犬島』（代表取締役会長 大場 和子撮）

岡山市の犬島は瀬戸内海にある人口数十人の離島です。明治、大正時代には、採石や銅の精錬業で栄えました。写真の犬島精錬所は、1907年頃に建設されました。当時は第一次世界大戦の影響で銅の価格が暴騰しており、瀬戸内海沿岸には多数の銅精錬所がありました。この精錬所も最盛期は2,000人以上の従業員があり、まわりには社宅、演劇場、飲食店が立ち並びとても栄えたそうです。大戦後の非鉄金属の価格暴落と、他精錬所との競争（離島で電気設備が脆弱であった）に勝てずに1920年頃には廃業しました。

現在は、既存の煙突やレンガの建物などの遺構を生かし、太陽や地中熱などの自然エネルギー、植物の力を利用した高度な水質浄化システムなどが導入され、「遺産、建築、アート、環境」をテーマとした美術館として観光名所となっています。

(代表取締役社長 大場 恵史)

環境トピックス①

《マスクフィットテストと保護具着用管理責任者講習について》

化学物質の自律的管理を目指し、令和6年4月に本格施行された一連の政省令改正では、事業者が自らおこなうリスクアセスメントが強化されています。それにより、これまで、溶接ヒュームに限定されていたマスクのフィットテストが他の業務でも必要になるケースがでてきます。

○ 政省令改正における呼吸用保護具に関するポイント

- ・安衛則が改正され、リスクアセスメント対象物の取扱い等業務に、ばく露を最小限度にする（一部物質は、濃度基準値以下にする）ことが新たに義務付けられました。
- ・ばく露を抑える方法として、従来の措置（設備設置、作業方法の改善等）でも難しい場合は、呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク等）の使用も可能となりました。
- ・そのようなケースで呼吸用保護具を使用する場合は、①保護具着用管理責任者を選任する、②年に1回のフィットテストを実施することが必要です。
- ・大手事業場などでは、リスクアセスメント対応強化策として、溶接ヒューム以外のマスクを着用している作業で、フィットテストの実施と保護具着用管理責任者の選任が急速に進んでいます。

○ 呼吸用保護具に関する当社のサービスの特徴

- ・フィットテスト：マスクを着用する作業者全員が対象、年に1回必須。
米国では唯一認められたトランステック社のCNC方式の定量フィットテスターを使用。
甘みを用いた定性的フィットテストも実施できます。
3年前から他機関に先がけて実施しており、1,000件以上の実績があります。
- ・保護具着用管理責任者講習：事業場に1人選任、6時間講習（講習5時間、実技1時間）
労働衛生コンサルタント/オキュペイショナルハイジニストが講師
フィットテスターを用いた実用的な実技講習
豊橋労働基準協会が主催する保護具着用管理責任者講習には当社が講師派遣しています。
事業場のニーズに合わせた出前講習が可能です。

（代表取締役社長 大場）

環境トピックス②

《六価クロム化合物・大腸菌群数の検定方法の改正》

令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、「六価クロム化合物」や「大腸菌群数」にかかる水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準を定める省令の改正が行われました。

省令	項目	内容	施行日
水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）	六価クロム化合物	地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を0.05mg/Lから0.02mg/Lに強化	令和6年4月1日
排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）	六価クロム化合物	排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lに強化(※)	令和6年4月1日
	大腸菌群数	「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ変更し、排水基準を800CFU（コロニー形成単位）/mLとする	令和7年4月1日

(※) 排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準として0.5mg/Lが3年間適用される。

また現在、排水基準に係る検定方法等に引用している日本産業規格（以下「JIS」という。）K0102（工場排水試験方法）とJIS K0101（工業用水試験方法）を統合するうえで分冊化することがすすめられていることから、今回の省令改正にあわせて、六価クロム化合物に係る検定方法が従来のJIS K0102に定める方法から分冊後のJIS K0102-3に定める方法に改められました。

表 六価クロム化合物の検定方法の改正

改正前	改正後	施行日
JIS K0102 65.2	JIS K0102-3 24.3	令和6年4月1日

大腸菌数の検定方法は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に規定する方法（特定酵素基質（5-ブロモ-4-クロロ-3-イソドリル-β-D-グルクロニドを含む）寒天培地を用いたもの）が規定されるとともに、試料の採取後検定に着手すべき時間が見直される予定です。（令和7年4月1日施行）

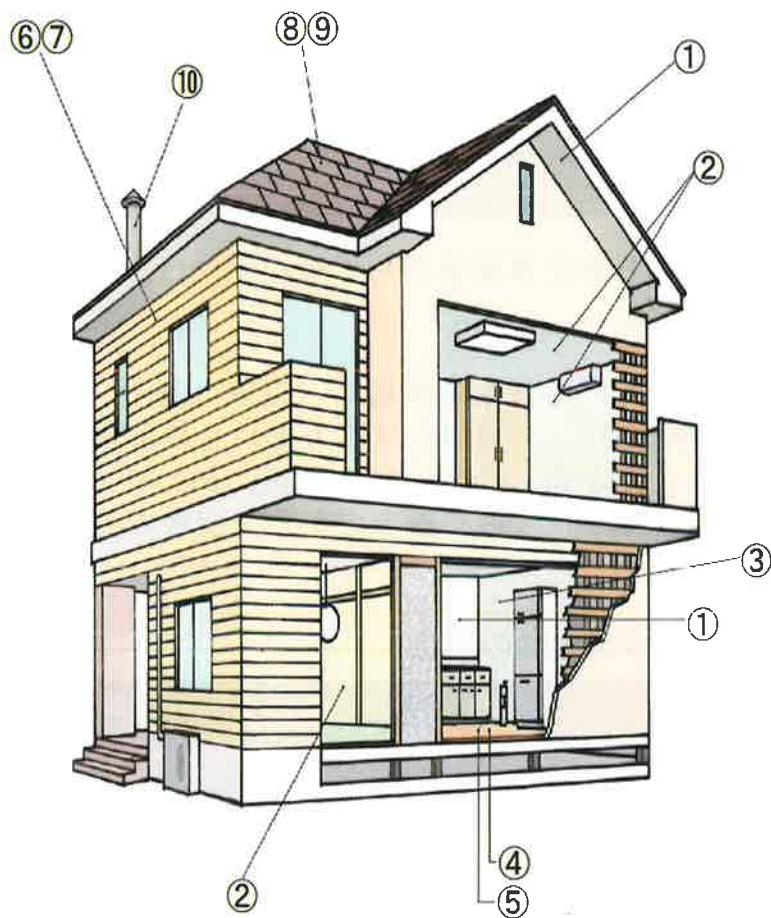
（食と環境試験課 織田）

環境トピックス③

《石綿が使用されている箇所はどこでしょう？》

1970年代から1990年代に輸入された多くの石綿は、安価で、多くの優れた性質を有することから建材として使用されてきました。しかし、吸入等により肺がん・中皮腫等の健康被害を引き起こすおそれがあることから、平成18年（2006年）9月以降は、代替困難な一部製品を除き、石綿が0.1%を超えて含有する製品の製造等が禁止になりました（平成24年（2012年）からは全面禁止）。その時代に建築された建物のどの部分に石綿含有建材が使用されているかご存知でしょうか。今回は、戸建て住宅のどの部分に石綿含有建材が使用されているかを紹介させていただきます。また、身近にアスベスト含有建材が使用されているとわかった場合でも、製品としてアスベストは封じ込まれ安定状態です。解体や改修時の舞上り等のアスベスト粒子の吸込みに危険性がありますので、日常生活に危険性があるわけではありません。

〈戸建て住宅〉



《建材の種類》（ ）内は製造時期

- ①石綿含有けい酸カルシウム板第1種
(1960年～2004年)
- ②石綿含有せっこうボード
(1970年～1986年)
- ③石綿含有壁紙
(1969年～1991年)
- ④石綿含有ビニル床タイル
(1952年～1987年)
- ⑤石綿含有ビニル床シート
(1951年～1990年)
- ⑥石綿含有窯業系サイディング
(1960年～2004年)
- ⑦石綿含有建材複合金属系サイディング
(1975年～1990年)
- ⑧石綿含有住宅屋根用化粧スレート
(1961年～2004年)
- ⑨石綿含有ルーフィング
(1937年～1987年)
- ⑩石綿セメント鉛管
(1937年～2004年)

（営業課 増田）

株式会社 東海分析化学研究所

本社 蒲郡研究所

〒443-0021 愛知県蒲郡市三谷町竹沢25-1
TEL.0533(65)3571 FAX.0533(65)3574

引用文献

- ①国土交通省 目で見るアスベスト建材(第2版)
- ②中央労働災害防止協会
作業主任者及び石綿含有建材調査者テキスト